

Q1: 答礼のため、印刷した寒中見舞状に政治家が署名したものを選挙区内の人に出すことはできますか。

A1: 自筆によるものとは認められませんので、できません。

Q2: はがきで議会報告をする際、時候のあいさつ(例、暑中御見舞申し上げます)を書くことも禁止されていますか。

A2: はがきの内容が、議会報告に時候のあいさつを付け加えた程度のものであれば、禁止される時候のあいさつ状にはあたらないと考えられます。

Q3: 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状には、大会などの祝電や弔電も含まれるのですか。

A3: 含まれません。

Q4: 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠礼のハガキを選挙区内にある者に対して出すことはできますか。

A4: 年賀状に類するあいさつ状と認められるので、できません。